

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所

生活福祉課長 尾上 典章

生活保護における後発医薬品の使用の徹底について（お願い）

生活保護法による医療扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

生活保護につきましては、医療上の必要性（医師の指示）や、後発医薬品の在庫状況（在庫切れ）等の特別な理由がない限り、生活保護受給者に対しては後発医薬品の使用することとしておりますので、お間違えないよう取扱いの程よろしくお願いいたします。特別な理由がなく処方した場合には、返戻の対象にもなりえますのでご注意ください。

※生活保護受給者が単にその嗜好から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を希望した場合であっても、生活保護受給者には後発医薬品を処方又は調剤することとなるため、選定療養費を徴収するケースは生じません。

※生活保護受給者については後発医薬品を使用するようにお知らせしています。4月に全世帯向け通知、特に必要と思われる方については9月にケースワーカーが電話又は訪問で指導を行っております。

（参考）指定医療機関医療担当規程

第6条（後発医薬品）指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適正に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

大分市福祉事務所 生活福祉課

（被保護者について） 担当ケースワーカーへご連絡ください

連絡先：診療依頼証裏面に直通の番号を記載

（通知の内容について） 医療・介護担当班

電話 097（537）5621（班直通）